

認定センター（LAB）の  
認定プログラム毎適用基準類一覧

JAB NL520-20101

第5版：2011年08月01日

制定日第1版：-20107年10月01日

公益財団法人日本適合性認定協会

## 認定センター (LAB) の認定プログラム毎適用基準類一覧

### 1. 適用範囲

- 1.1 この文書は、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、本協会という）が試験所・校正機関、臨床検査室、標準物質生産者及び検査機関（以下総称して機関という）の適格性と信頼性について認定審査及び認定証発行をするために使用する認定基準、手順及び指針並びに各種規定（以下、適用基準類という）を一覧にしたものである。

### 2. 認定プログラム毎適用基準類

年版の表示のない文書については、最新版を適用する。

#### 2.1 共通

- a) JAB N410 認定シンボル使用規則

#### 2.2 試験所・校正機関

##### 2.2.1 試験所・校正機関（共通）

- a) JIS Q 17025-~~2005~~ 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項  
 b) JAB RL200 認定を受けるための手順及び権利と義務（試験所・校正機関及び標準物質生産者）  
 c) JAB RL205 試験所・校正機関の認定範囲分類  
 d) JAB RL230 技能試験の適用についての方針及び手順〔注：JAB RL231 付属表を含む〕  
 e) JAB RL331 測定のトレーサビリティについての指針

##### 2.2.2 試験所（共通）

- a) JAB RL204 認定範囲、申請方法及び審査手順(試験所用)

##### 2.2.3 試験所・校正機関（分野別指針等）

- a) JAB RL208 携帯電話のプロトコル試験に係る認定範囲の定め方  
 b) JAB RL216 FCC向けEMC試験所に係る認定を受けるための補足手順  
 c) JAB RL351 「認定の基準」についての指針－電気試験／高電圧試験－  
 d) JAB RL352 「認定の基準」についての指針－電磁両立性試験－  
 e) JAB RL355 「認定の基準」についての指針－化学試験－  
 f) JAB RL356 「認定の基準」についての指針－機械試験／セメント－  
 g) JAB RL357 「認定の基準」についての指針－電気試験／大電力試験－  
 h) JAB RL358 「認定の基準」についての指針－分子生物学的試験－  
 i) JAB RL359 「認定の基準」についての指針－微生物試験－  
 j) JAB RL360 「認定の基準」についての指針－冷凍空調暖房機器試験－  
 k) JAB RL361 「認定の基準」についての指針－医用電気機器安全試験－  
 l) JAB RL362 「認定の基準」についての指針－電気電子製品環境試験－  
 m) JAB RL370 「認定の基準」についての指針－校正分野－  
 n) JAB RL371 「認定の基準」についての指針－受信器・指示計器(直流抵抗、直流電圧、直流電流)の校正－

## 2.2.4 試験所（自動車用電磁両立性試験所認定プログラム）

- a) JAB RL159 「自動車用電磁両立性試験所認定プログラム」(AEMCLAP)に係る試験所に対する認定の補足基準
- b) JAB RL215 「自動車用電磁両立性試験所認定プログラム」(AEMCLAP)に係る試験所認定を受けるための補足手順

## 2.3 臨床検査室

- a) JAB RM100 臨床検査室に対する認定の基準
- b) JAB RM200 認定を受けるための手順及び権利と義務（臨床検査室）
- c) JAB RM205 臨床検査室の認定範囲分類
- d) JAB RM300 「認定の基準」についての指針－臨床検査室－
- e) JAB RM320 「分析前後段階の品質保証」についての指針－臨床検査室－
- f) JAB RL331-2008 測定の特異性についての指針
- g) JAB RL359 「認定の基準」についての指針－微生物試験－

## 2.4 標準物質生産者

—a) ~~JIS Q 0034 標準物質生産者の能力に関する一般要求事項~~ ISO GUIDE 34 General requirements for the competence of reference material producers

- b) ~~JIS Q 17025:2005~~ 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項
- c) JAB RL200 認定を受けるための手順及び権利と義務（試験所・校正機関及び標準物質生産者）
- d) JAB RR205 標準物質生産者の認定範囲分類
- e) JAB RL230 技能試験の適用についての方針及び手順〔注：JAB RL231 付属表を含む〕
- f) JAB RR300 「認定の基準」についての指針－標準物質生産者－
- g) JAB RL331 測定の特異性についての指針

## 2.5 検査機関

- a) JIS Q 17020 検査を実施する各種機関の運営に関する一般要求事項
- b) JAB RI200 認定を受けるための手順及び権利と義務（検査機関）
- c) ~~JAB RL~~207 検査機関の認定範囲分類
- d) JAB RI300 ISO/IEC 17020 ガイダンス(一般)
- e) JAB RI311 食品検査機関の認定ガイダンス
- f) JAB RI320 エンジニアリング検査を遂行する要員の力量に関する認定指針
- fg) JAB RI321 可搬型圧力容器検査機関の認定指針
- gh) JAB RI322 非破壊検査機関の認定指針

h)JAB RI323 目視検査機関の認定指針

j)JAB RL331 測定のトレーサビリティについての指針

以上

(附則)

1. 第5版発行時点において、JIS Q 0034がISO GUIDE 34の最新版に対応していないため、2.4 a)では、ISO GUIDE 34の最新版（2009年版が最新版である）を指定している。ISO GUIDE 34の最新版に対応したJIS Q 0034が発行された時点で、2.4 a)はISO GUIDE 34の代わりにJIS Q 0034を適用する。

改定履歴

様式番号 JAB NF01-REV.1

改定 番号	改 定 内 容	改定日	作成者	検討者	承認者
初版	新規制定 備考：従来、JAB RL220 で規定 していた「試験所認定部の認定プ ログラム毎適用基準類一覧」を 表題を変更して、かつ JAB NL520 に変更した。	2007-10-11	二	二	二
第 2 版	JAB RL358 の制定に伴う追記 (2.2.2)	2008-02-01	二	二	二
第 3 版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ N410 の適用 (2.1)</li> <li>・ RL200, RM200, RI200 を対象 プログラムに記載(2.2.1, 2.3, 2.4, 2.5)</li> <li>・ JAB RL362, RL371 の制定に 伴う追記(2.2.2)</li> <li>・ JAB RL310 を削除し、JAB RM300 を適用(2.3)</li> <li>・ 最新情報に合わせた見直し</li> </ul>	2008-10-01	二	二	二

様式番号 JAB NF01 REV.2

改 定 履 歴

改定 番号	改 定 内 容 概 略	発行日	文書責任者	承認者
第4版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JAB RM320の適用(2.3)</li> <li>・ JAB RI321, RL322, RI323の適用(2.5)</li> <li>・ 最新情報に合わせた見直し</li> </ul>	2010年11 月1日	電気試験プロ グラムマネジ ャー	事務局長
第5版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準物質生産者の適用基準類の見直し (2.4)</li> <li>・ JAB RI320の適用(2.5)</li> <li>・ 最新情報に合わせた見直し</li> </ul>	2011年08 月01日	標準物質生産 者プログラム マネジャー	事務局長

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1217 Fax.03-5475-2780

---

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。